

中国で外国人に永住資格を付与

鎌田 文彦

【目次】

- I 外国人への永住資格の付与
- II 制度導入の背景
- III 制度の概要
- IV 今後の展望

翻訳：外国人の中国永住に関する審査認定管理弁法

I 外国人への永住資格の付与

2004年8月15日に、中国の公安部と外交部が共同で、「外国人の中国永住に関する審査認定管理弁法」(以下「弁法」^(注1)という。)を公布し、同弁法は同日付で施行された。

この弁法は、一定の条件を満たした外国人に中国の永住資格を与え、中国国内での居住に関して大幅な自由を認め、出入国の際のビザを不要とすることなどを定めている。高度な能力を有する外国人が、中国に長期滞在して活動することを奨励するものである。弁法によって導入された中国永住制度は、「中国版グリーンカード制度」^(注2)とも呼ばれており、長年中国で活動してきた外国人から、概ね好意的に評価されている。

II 制度導入の背景

公安部の責任者は、グローバル化の進展と中国の市場経済化の深化によって、中国国内で外国の高度な人材に対する需要が極めて大きくなっていることを、新たな外国人永住制度導入の要因として挙げている。多数の優秀な外国人が、中国に投資し、経済活動を行い、科学研究や技術開発の面で大いに貢献することが期待されている^(注3)。

2003年に中国に出入国した外国人は、延べ

2200万人にのぼり、20年前の約10倍に増加した。また、中国に長期にわたって滞在している外国人は、23万人と見られている^(注4)。中国を訪れる多数の外国人が、中国国内で存分に活躍し、その高度な能力をもって、中国の発展に寄与することができるよう、中国永住制度が導入された。

1985年に制定された「外国人出入国管理法」の規定に基づいて中国に定住している外国人は、2004年時点で約3000人であった。これらの外国人からは、より活動しやすい環境整備の要望が多数寄せられていた。その意見も踏まえて、新制度の枠組みが構築されたと言われている^(注5)。

中国は人口大国であり、元来、外国から移民を受け入れる国ではない。逆に、外国に労働者や移民を大量に送り出す伝統を有する国である。公安部の責任者は、このような意味で、中国は「移民国家」ではない、と断言している^(注6)。

中国の農村部には余剰労働力が存在し、経済発展につれて、都市で必要とする労働力は農村部から供給される構造ができあがった。農村から都市への労働力移動をいかにコントロールするかが、大きな政策的課題となっている。多くの先進国が直面しているような、単純技能労働者の不足という深刻な問題は、当分の間、中国では無縁である。

中国で不足しており、特別な条件を整備してでも、外国から招き、定着してもらいたいのは、投資、経営、技術開発等の能力を持った高度な人材である。

III 制度の概要

(1) 外国人の中国永住

弁法が規定する条件を満たして、所定の手続

きを踏むことにより、外国人は、中国の永住資格を取得することができる。資格を認められた外国人には、「外国人永住証」（中国語は「外国人永久居留証」、英文は‘Foreigner’s permanent residence card’）が発給され（第3条）、期間の制約を受けることなく中国に居住することができる（第2条）。また、ビザなしでの中国の出入国が可能である（第4条）。

従来の規則では、中国に長期滞在する場合は、半年に一回許可証の更新手続きを行う必要があったが、「外国人永住証」は、原則として10年間有効であり（第21条）、手続きの煩雑さは大幅に緩和された。現実問題としては、このような手続きの簡素化が、中国在住外国人から歓迎されているようである^(注7)。

(2) 申請資格

永住を認められるのは、中国の法律を遵守しており、身体が健康で、犯罪記録がないという一般的条件を満たしたうえで、中国国内で次のような活動に従事する外国人及びその配偶者・直系親族等である（第6条）。

①中国への直接投資の実績を有する外国人

中国への投資額については、一般的には200万米ドル以上の投資実績が必要だが、国が奨励する産業への投資や西部地域への投資の場合は、50万米ドル以上と条件が緩和されている（第7条）。中国で政策的に重視されている分野への投資を奨励する姿勢が見られる。

②経営、科学研究、技術開発の分野での実績を有する外国人

永住資格を認められるのは、これらの分野で高度な能力を有することに加えて、國務院・省レベル人民政府に属する組織、重点高等教育機関、国の重点プロジェクトに従事する企業、（国に認定された）ハイテク企業等で一定以上の地

位に就いていることが条件とされている（第8条）。

「中国版グリーンカード制度」は、諸外国の制度に比べて、「敷居が高い」という指摘があるが^(注8)それは、このような厳しい資格要件を課していることを踏まえての評価である。

③中国に対して際だった貢献があると認められた外国人

投資及び職業上の地位に関する要件と比較して、「中国に対する際だった貢献」については、弁法に具体的な規定はなく、どのように運用されるのか明確ではない。該当者は、申請に当たって、中国政府の主管部門が発行する推薦状を提出することが求められている（第12条）。

以上の3要件を満たす外国人こそが、中国にとって、是非とも国内に確保したい望ましい外国人像である。高度な能力を有する人材こそが、永住資格の付与の対象であり、決して一般的な労働者ではない。

なお、これらの人材の配偶者、子女、直系親族等にも永住資格が認められる。弁法は、その要件についても、細かく規定している（翻訳参照）。

(3) 資格の取消し

永住資格が認められた場合でも、次の事由に該当する場合は、資格を剥奪することが規定されている（第24条）。

①国の安全及び利益に危害をもたらすおそれのある場合

②人民法院から国外退去の判決を下された場合

③虚偽の資料を提出するなど不法手段によって永住資格を詐取した場合

④承認を得ないまま、毎年中国居留期間の累計が3か月を下まわり、又は5年の間の中国居留期間の累計が1年を下まわった場合

第4項に見られるように、永住資格を付与す

るからには、当然のこととして多くの時間を中国での活動に費やすことが前提とされている。

IV 今後の展望

弁法の施行後、約1年を経た2005年9月30日までに、649人が「外国人永住証」を取得した。これらの取得者の国籍は、米国、カナダ、シンガポール、日本、オーストラリア等33か国に及ぶ。同じ時点までに、永住申請を行った外国人は1835人であった。^(注9)

薄熙来商務部長は、2006年11月段階で、約3000人の外国人が、新制度による永住資格を取得したと述べている。^(注10)すなわち、旧制度のもとで中国に定住していた人数と、ほぼ同数の外国人が永住資格を取得したことになる。

この数字を多いと見るか、少ないと見るか、その解釈は難しいところである。制度発足にあたって、公安部の責任者は、短期滞在外国人に比べて、長期滞在外国人の人数は少なく、申請が殺到するような状況は考えられず、北京、上海、広東を中心とした限定的な動きとなろうとの見通しを示していた。^(注11)従って、弁法施行後2年間の状況は、公安部の想定範囲内と言えるかもしれない。

今後は、永住資格取得の「敷居の高さ」が、制度を利用しようとする外国人にとっても、また優れた人材の確保を目指す中国側にとっても、解決を要する問題として認識され、課題として浮上する可能性がある。

永住資格を取得した外国人は、中国国内において、居住地、就業、住宅などに関して、なんらの制限も受けないとされている。^(注12)一方、中国国民は、戸籍制度に基づき、移動、居住地、就業等について、未だに多くの制約を課されている。国際的に公平な人材市場の創出という観点からして、このような内外不均衡は、是正する必要があると指摘されている。^(注13)優れた外国の人材を確保するための制度が、国内問題を浮き彫

りにするという結果を生んでいるのであり、このような問題の推移も注目されるところである。

注

* インターネット情報はすべて2006年12月15日現在である。

(1) 弁法の中国語は、「外国人在中国永久居留審批管理弁法」である。

本稿では、新制度の中国語「永久居留」を「永住」と訳し、「外国人出入国管理法」に基づく旧来の制度による「定住」と区別することとする。

弁法の中国語全文は、例えば、『『外国人の中国永住に関する審査認定管理弁法』公布（全文）』「新浪ネット」2004.8.20<<http://news.sina.com.cn/c/2004-08-20/10304086859.shtml>> 参照。

その内容については、後掲の日本語全文訳参照。

なお、中国の法体系において「弁法」は、国務院及び国務院所属の各部等が、特定の事項の行政活動について具体的に定める行政法規に付される名称である。「弁法」は、「条例」や「規程」と同格ではあるが、これらに比べてより実務的な色彩が強い。

(2) 「グリーンカード」は、言うまでもなく、米国の外国人に対する永住許可書の通称である。今回、中国は、米国をはじめとする諸外国の外国人永住許可制度を調査・研究のうえ、中国独自の要素を加味して、制度の枠組みを構築した。例えば、「中国は正式に『グリーンカード』制度を公布実施して外国籍人材を吸収」「新浪ネット」2004.8.20<<http://news.sina.com.cn/c/2004-08-20/10343445949s.shtml>> 参照。

(3) 同上

(4) 「公安部は中国が非移民国家であることを強調、申請者は北京・上海・広東中心」「新浪ネット」2004.8.20<<http://news.sina.com.cn/c/2004-08-20/11593446554s.shtml>>

(5) 前掲注(2)参照。

(6) 前掲注(4)参照。

(7) 「上海の外国人、中国版『グリーンカード』申請開始」「人民ネット日本語版」2004.8.23<<http://j.people>

daily.com.cn/2004/08/23/jp20040823_42664.html>

なお、18歳未満の外国人の「外国人永住証」の有効期間は5年である（第21条）。

- (8) 例えば、海洋「中国の『グリーンカード』制度」『国際人材交流』2004年10期，2004.10，pp.36-37；胡雲生「『グリーンカード』制度：中国の人材養成」『海内与海外』2005年5期，2005.5，pp.25-27.
- (9) 「国民の出国は難しくはなく、外国人の入国も便利」『人民日報（海外版）』2005.11.23「人民ネット」<<http://www.peopledaily.ac.cn/GB/paper39/16232/1433719.html>>

- (10) “China pledges to up trade, investment liberalization”「新華ネット（英文版）」2006.11.16 <http://news3.xinhuanet.com/english/2006-11/16/content_5339986.htm>

- (11) 前掲注(4)参照。

- (12) 「外国人が『グリーンカード』取得後は、居留地の制限を受けない」「新浪ネット」2004.8.20 <<http://news.sina.com.cn/c/2004-08-20/11233446388s.shtml>>

- (13) 海洋前掲論文参照。

（かまた ふみひこ・海外立法情報課）

外国人の中国永住に関する審査認定管理弁法

(2004年8月15日、公安部・外交部令第74号により公布及び施行)

鎌田 文彦訳

第1条 外国人の中国永住に関する審査及び認定事務の規範を定めるために、「中華人民共和国外国人出入国管理法」及びその実施細則の関係規定に基づき、この弁法を制定する。

第2条 外国人の中国永住とは、外国人が中国に居留するにあたって期間の制限を受けないことを指す。

第3条 「外国人永住証」は、中国の永住資格を取得した外国人が、中国国内に居留するうえでの合法的な身分証明書であり、単独で使うことができる(訳注:他の証明書等がなくとも、それ自体で身分証明書として十全であるとの意)。

第4条 中国の永住資格を取得した外国人は、有効な旅券及び「外国人永住証」により、中国国境の出入国ができるものとする。

第5条 外国人の中国永住申請を受理する組織は、区を設けている市(訳注:比較的大きな市)レベルの人民政府公安機関、又は直轄市の公安分局若しくは県公安分局とする。外国人の中国永住申請を審査決定する組織は、各省、自治区又は直轄市の公安庁又は公安局とする。外国人の中国永住申請を承認する組織は、公安部とする。

第6条 中国永住を申請する外国人は、中国の法律を遵守し、身体が健康で、犯罪記録のない者であって、かつ次の条件の一に該当する者でなければならない。

- (1) 中国に直接投資を行っていて、連続して3年間にわたって投資状況が安定しており、かつ納税記録が良好である者
 - (2) 中国で、副社長、副工場長レベル以上の職務に就き、若しくは助教授、副研究員など準高級レベル以上の職稱を有し、又はこれと同等の待遇を受けており、かつ連続して4年間にわたってその職務に就き、4年のうち中国居留期間の累計が3年を下まわらず、納税記録が良好である者
 - (3) 中国に対して重要で際だった貢献があり、かつ国が特に必要としている者
 - (4) 第1項、第2項及び第3項に該当する者の配偶者及び18歳未満の未婚の子女
 - (5) 中国公民又は中国で永住資格を取得した外国人の配偶者であって、婚姻関係が5年以上継続し、中国に連続して5年以上居留し、毎年の国内居留が9か月を下まわることなく、かつ安定した生活保障と住所を有する者
 - (6) 父母に身を寄せる18歳未満の未婚の子女
 - (7) 国外に直系親族がなく、国内の直系親族に身を寄せる60歳以上の者で、中国に連続して5年以上居留し、毎年の国内居留が9か月を下まわることなく、かつ安定した生活保障と住所を有する者
- この条にいう年限は、すべて申請日までの連続した年数を表す。

第7条 第6条第1項にいう外国人が、中国投資において実際に支出している登録資本金は、次の条件の一に該当するものでなければならない。

- (1) 国が公表している「外資産業指導リスト」において国が奨励している産業への投資総額が50万米ドル以上
- (2) 中国の西部地域及び国の貧困援助開発重点県への投資総額が50万米ドル以上
- (3) 中国中部地域への投資総額が100万米ドル以上
- (4) 中国への投資総額が200万米ドル以上

第8条 第6条第2項にいう外国人が職に就く組織は、次の条件の一に該当するものでなければならない。

- (1) 国務院各部門又は省レベル人民政府に属する組織
- (2) 重点高等教育機関
- (3) 国の重点プロジェクト又は重要科学研究プロジェクトに従事する企業又は事業体
- (4) 高度新技術企業、外資を奨励する対象分野の外資企業、先進技術を有する外資企業又は製品輸出を行う外資企業

第9条 申請者は、申請にあたって、「外国人の中国永住申請書」に事実を正確に記入すると共に、次の資料を提出しなければならない。

- (1) 有効な外国旅券又は旅券の代替となる証明書
- (2) 中国政府が指定する衛生検疫部門が発行するか、又は在中国大使館若しくは領事館が認証した外国衛生医療機関が発行した健康証明書
- (3) 在中国大使館又は領事館が認証した、国外における犯罪記録がないことを証明する証書
- (4) 最近撮影した2インチ、正面、無帽、カラーの写真4枚
- (5) この弁法が定めるその他の関係資料

第10条 第6条第1項の該当者が申請する場合は、さらに外資企業承認証書、登記証明書、連

合年度検査（訳注：外資企業に課せられる会計等の検査）証明書、資産審査報告書及び個人納税証明書を提出しなければならない。

外資を奨励する対象分野の外資企業に所属する場合は、国の発展奨励外資プロジェクト確認書を提出しなければならない。

第11条 第6条第2項の該当者が申請する場合は、さらに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 職を任じた組織が発行した本人の職務又は職称の証明書
- (2) 「外国専門家証」又は「外国人就業証」
- (3) 職を任じた組織の登記証明書、年度検査証明書及び個人納税証明書。職を任じた組織が外資企業の場合は、加えて外資企業承認証書、連合年度検査証明書
- (4) 国の重点プロジェクト又は重要科学研究プロジェクトに従事する企業又は事業体に所属する場合は、省又は部レベルの政府主管部門が発行するプロジェクト証明書。高度新技術企業に所属する場合は、高度新技術企業証明書。外資を奨励する対象分野の外資企業、先進技術を有する外資企業又は製品輸出を行う外資企業に所属する場合は、それぞれ国の発展奨励外資プロジェクト確認書、先進技術を有する外資企業確認書、製品輸出を行う外資企業確認書

第12条 第6条第3項の該当者が申請する場合は、さらに中国政府の主管部門が発行する推薦状及び関係証明書を提出しなければならない。

第13条 第6条第4項の該当者の申請にあたって、配偶者の場合は、さらに婚姻証明書を提出しなければならない。18歳未満の未婚の子女の場合は、さらに本人の出生証明書又は親子関係証明書を提出しなければならない。養子関係にある場合は、さらに養子証明書を提出しなければ

ばならない。外国の関係機関が発行したこれら証明書については、当該国の中国大使館又は領事館により認証を受けなければならない。

第14条 第6条第5項の該当者が申請する場合は、さらに中国籍配偶者の常住戸籍証明書又は外国籍配偶者の「外国人永住証」、婚姻証明書、並びに公証を経た生活保障証明書及び住居賃貸証明書又は住宅権利証明書を提出しなければならない。外国の関係機関が発行したこれら証明書については、当該国の中国大使館又は領事館により認証を受けなければならない。

第15条 第6条第6項の該当者が申請する場合は、さらに中国籍父母の常住戸籍証明書又は外国籍父母の「外国人永住証」、及び本人の出生証明書又は親子関係証明書を提出しなければならない。養子関係にある場合は、さらに養子証明書を提出しなければならない。外国の関係機関が発行したこれら証明書については、当該国の中国大使館又は領事館により認証を受けなければならない。

第16条 第6条第7項の該当者が申請する場合は、さらに引受人となる中国公民の常住戸籍証明書又は外国人の「外国人永住証」、公証を経た親族関係証明書及び申請者が国外に直系親族を持たないことを証明する証書、公証を経た申請者の収入源証明書又は引受人の経済担保证明書、並びに公証を経た申請者又は引受人の住居賃貸証明書又は住宅権利証明書を提出しなければならない。外国の関係機関が発行したこれら証明書については、当該国の中国大使館又は領事館により認証を受けなければならない。

第17条 外国人が中国永住を申請する場合は、本人、18歳未満の未婚の子女の父母又は委任を受けた者が、主たる投資地区又は長期居留する

区を設けている市のレベルの人民政府公安機関、若しくは直轄市の公安分局若しくは県公安分局に申請するものとする。

委任を受けた者が代理で申請する場合は、申請者が出した委任状を提出しなければならない。申請者が国外で出した委任状は、当該国の中国大使館又は領事館により認証を受けなければならない。

第18条 公安機関は、外国人の中国永住申請を受理した日から6か月以内に、承認又は不承認の決定を下さなければならない。

第19条 中国永住の承認を得た外国人は、公安部から「外国人永住証」を発給される。申請者が国外にいる場合は、公安部は「外国人永住身分確認書」を発給する。申請者は、中国大使館又は領事館に「外国人永住身分確認書」を持参し、「Dビザ」（訳注：中国定住者用のビザ）の手続きを行い、中国入国後30日以内に、申請した公安機関から「外国人永住証」を受領するものとする。

第20条 中国永住の承認を得た外国人は、毎年の中国居留期間の累計が3か月を下まわってはならない。現実的な必要性によって、毎年の中国居留期間の累計が3か月に満たない場合は、長期居留する省、自治区、直轄市公安庁又は公安局の承認を得なければならない。ただし、5年の間の中国居留期間の累計が1年を下まわってはならない。

第21条 「外国人永住証」の有効期間は、5年又は10年とする。

中国永住の承認を得た18歳未満の外国人には、有効期間5年の「外国人永住証」を発給する。中国永住の承認を得た18歳以上の外国人には、有効期間10年の「外国人永住証」を発給す

る。

第22条 「外国人永住証」の有効期間の満了、内容変更、損傷又は紛失の場合には、その保持者は、長期居留する区を設けている市のレベルの人民政府公安機関、又は直轄市の公安分局若しくは県公安分局に、その更新又は再発行を申請しなければならない。公安機関は、審査のうえ、中国永住資格を喪失する規定に該当しないと認めた場合は、1か月以内にその更新又は再発行を行うものとする。

第23条 「外国人永住証」を所持する外国人は、有効期間満了前1か月の期間内に、更新を申請しなければならない。その内容に変更が生じた場合は、事情変更後1か月以内に更新を申請しなければならない。その損傷又は紛失の場合には、速やかに更新又は再発行を申請しなければならない。

第24条 中国永住資格を有する外国人が、次の状況の一に該当する場合は、公安部は、その中国永住資格を取り消すと共に、所持する「外国人永住証」を没収し、又はその無効を公告することができる。

- (1) 国の安全及び利益に危害をもたらすおそれのある場合
- (2) 人民法院から国外退去の判決を下された場合
- (3) 虚偽の資料を提出するなど不法手段によって中国永住資格を詐取した場合

- (4) 承認を得ないまま、毎年中国居留期間の累計が3か月を下まわり、又は5年の間の中国居留期間の累計が1年を下まわった場合

第25条 この弁法施行前に中国定住を認められた外国人は、この弁法施行の日から6か月以内に、旧許可証発給地又は長期居留する区を設けている市のレベルの人民政府公安機関、若しくは直轄市の公安分局若しくは県公安分局で、「外国人永住証」への切替えを行わなければならない。

第26条 外国人永住資格の申請並びに「外国人永住証」の発給、更新及び再発行の手数料及びその基準については、国务院の価格及び財政主管部門の規定によるものとする。

第27条 この弁法において、以下の用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 「直系親族」とは、父母（配偶者の父母を含む）、祖父母、18歳以上の成年子女及びその配偶者、18歳以上の成年の孫及びその配偶者を指す。
- (2) 「以上」及び「以内」は、その数自体を含む。

第28条 この弁法は、公安部及び外交部が解釈に責任を負う。

第29条 この弁法は、公布の日から施行する。

（かまた ふみひこ・海外立法情報課）